

# 『千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例』の概要

## 1 条例制定のねらい

本県は、多様で特色ある良好な景観を有しており、このような景観は地域の活力を創造する源であり、地域の貴重な財産であるといえます。

しかし、人々の価値観の変遷する中、機能性や効率性が優先されてきたことなどにより、景観の意義や重要性への理解や配慮が必ずしも十分になされてきたとは言い難く、地域の財産としての良好な景観が失われつつあります。

この条例では、良好な景観の形成の担い手を育てて、地域の財産である「景観」を将来の県民に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、県の景観に対するスタンスを明示するとともに、県民、事業者、市町村、県等の地域にかかわる全ての主体が良好な景観の価値を認識し、協働しながら、その形成に継続して取り組めるよう、独自の基本理念を定め、各主体の役割等を明確にした上で、県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を形成するという目的の達成を図ることとしています。

この条例を制定したことにより、良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、美しく魅力ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに県民経済及び地域社会の健全な発展に寄与しようとするものです。

## 2 条例制定の背景・経緯

### (1) 「景観」に対する人々の意識の変化

近年、社会の成熟化に伴い、人々の価値観も多様化し、潤いと安らぎのある生活空間の質的な向上が求められるようになってきており、中でも、人々に感動を与え、安らいだ気持ちにさせてくれる「風景」や『景観』への関心が高揚してきています。

### (2) 「景観法」の制定等

こうした中、国において平成16年6月に「景観法」が制定され、地方自治体の取組を法的にバックアップするための枠組みが提示されたことにより、これまで以上に全国各地で「景観」に関する取組が活発化してきています。

千葉県においても、景観行政に関して、これまでの取組に加え、より一層の推進を図っていく必要性から、新たに、県民参画の視点に立った、良好な景観の形成を推進するための条例の制定に向けた検討に取り組むこととしました。

### (3) 条例（案）の検討等

検討に当たっては、平成18年6月、有識者等の8名から構成される「千葉県の景観に関する条例検討委員会」を設置し、県の普及啓発活動やアンケート調査から得られた県民や事業者等、また市町村からの意見等を十分に踏まえた上で、平成18年7月から同19年9月までの間、7回の委員会を開催して専門的見地からの検討を進め、平成19年9月5日、同委員会から、『千葉県の景観に関する条例についての提言（条例要綱）』が知事に提出されました。

県では、この提言をベースに県の条例骨子（案）を策定し、県民へのパブリックコメントを経た上で、政策法務的、法制執務的な観点からの検討を行い、条例（案）を作成しました。

この条例（案）を平成20年2月定例県議会へ提案し、去る3月21日に可決され、同月28日に公布しました。

### 3 「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」の構成と特徴

構成

条例は、大きく3つの部分から構成されている。

#### 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に対する基本的なスタンスの明示

★ 前文、総則（目的、基本理念、各主体の責務・役割等）

担い手の「育成」や県民参画による協働した取組

県の独自の景観施策について規定

- ★ 良好な景観の形成に関する基本的施策（基本方針、市町村への支援等、県民及び事業者への支援）
- ★ 認定景観づくり地域協定等に係る制度
- ★ 公共事業景観形成指針

基本的なスタンスに沿った施策の展開

いくつかの市町村にまたがる計画

広域的な観点から景観計画（景観法定）を策定

★ 広域景観計画（計画の位置付け、策定手続等）

## 特 徴

### 3つの主な特徴

- ① 各主体が良好な景観の価値に気づき、景観づくりの担い手を育てて、地域の財産である「景観」を将来の県民に引き継いでいくという『育成』の理念をこの条例の各所にちりばめています。
- ② 県民、事業者、市町村、県等の地域にかかわる全ての主体が良好な景観の価値を認識し、協働しながら、その形成に継続して取り組めるよう、独自の基本理念を定め、各主体の役割等を明確にしています。
- ③ 地域住民、地域活動団体及び事業者の景観づくりの取組を認定して、それに対する支援を行う3つの認定制度と、事業者と県が直接、良好な景観に関する協定を結ぶ1つの協定制度、この4つの制度を千葉県独自の制度として創設して、制度間の効果的な運用により地域における草の根レベルの景観づくりを活性化させていくこととしています。

## 4 条例の概要

### (1) 名 称

千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

### (2) 前 文

#### 【千葉県の景観の多様性】

千葉県は、豊かな自然に恵まれ、また自然と人々の営みの調和により、魅力ある多様な景観が形成されてきた。

#### 【景観の意義】

これらの良好な景観は、地域の活力を創造する源であり、地域の人々の心を写し出す鏡である。

#### 【課題】

これまで、人々の価値観の変遷する中、景観に対する配慮が十分になされてきたとは言い難い。本県の良好な景観を次代に引き継いでいくことは、我々にとって重要な課題である。

#### 【決意】

県民、事業者、市町村、県等の地域にかかわる全ての主体が、景観の価値を再認識し、連携、協働による良好な景観の形成に向けた取組を行い、県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を実現するという目的のため、この条例を制定する。

### (3) 総 則

#### ① 目 的

良好な景観の形成の推進に関する基本となる事項を定め、施策を講じることにより、県民の間に誇りと愛着の気持ちが育まれるような美しく魅力ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を目指していく旨を規定している。

#### ② 基本理念

地域住民をはじめとする地域にかかわる多様な主体（県、市町村、県民、事業者等）が共通の認識に立ち、良好な景観の形成を協働して取り組んでいけるよう景観法の基本理念を踏まえた上で、独自の理念や考えを示している。

- 1) 良好な景観の重要性の認識、その形成の担い手の育成と将来の県民への承継
- 2) 自然、文化、人々の営み等と調和した適正な制限の下での良好な景観の形成
- 3) 地域住民の意向の尊重、地域の個性や特色の伸長に資する多様な景観の形成
- 4) 多様な主体（県、市町村、県民、事業者等）の相互連携、協働による良好な景観の形成
- 5) 地域活性化に資する、観光振興その他の地域の振興との一体となった良好な景観の形成
- 6) 景観の保全にとどまらない、現状の景観のより良好な景観への整備

#### ③ 責務・役割等

各主体が「基本理念」にのっとりた良好な景観の形成を行っていくに当たり、それぞれが担う責務や役割等について明記している。

- 1) 県の責務
- 2) 県民の役割
- 3) 事業者の役割
- 4) 来訪者の協力

### (4) 良好な景観の形成に関する基本的施策

#### ① 基本方針

県の景観の形成への考え方やスタンスをより明確にして、具体的な施策につながるよう、基本的な方向性を示した「基本方針」の策定の義務付けと、その中で定める事項、策定の手続について規定している。

#### ② 市町村への支援等

景観行政の主体である市町村の、その実状に応じた良好な景観の形成に向けた取組を促進するため、適切な役割分担を踏まえた技術的な助言、情報の提供等の支援を行なう旨を定めるとともに、市町村の実施する景観施策に関して、県が広域的な見地からの調整に努めることについて規定している。

#### ③ 県民及び事業者への支援

地域の良好な景観の形成の主役である県民や事業者が行う取組を促進するため、県が情報の提供、学習の機会の提供、取組に参加する機会の提供等の支援を行なう旨を規定している。

## (5) 認定景観づくり地域協定等に係る制度

良好な景観の形成を推進していくためには、地域コミュニティーの構成員である県民、や事業者が、自らの価値観の中に景観に対する意識を根付かせ、自主的に地域の良好な景観の形成を行っていくことが重要である。

このことから、県民や事業者の良好な景観の形成に向けた取組を促進するため、3つの認定制度と1つの協定制度を独自制度として創設した。

### ① 「景観づくり地域協定」

地域住民等の発意による自主的な取組を尊重するため、地域の土地所有者等が良好な景観に関する協定を締結した場合に、一定の要件のもとに知事がこれを認定して支援等を行う旨を定めている。

### ② 「景観づくり地域活動団体」

良好な景観の形成に向けた取組を行う法人その他の団体（非営利に限る）を、一定の要件のもとに知事がこれを認定して支援等を行う旨を定めている。

### ③ 「景観づくり社会貢献事業者」

社会的責任や社会的貢献の見地から、良好な景観の形成に向けた取組を行う法人その他の団体（上記を除く）を、一定の要件のもとに知事がこれを認定して支援等を行う旨を定めている。

### ④ 「景観づくり事業者協定」

地域の景観特性や個々の状況に応じて、弾力的かつ柔軟に良好な景観の形成を推進していくため、知事と事業者が良好な景観の形成に関する協定を締結することができること、締結に係る手続について規定している。

### ⑤ 認定景観づくり地域協定等に係る制度の運用、活用等

3つの認定制度と1つの協定制度により行われる良好な景観の形成の取組の効果が最大限に発揮されるよう、知事がこれらの制度の効果的な運用等に努めること、県民及び事業者の制度の活用の考慮等について規定している。

## (6) 広域景観計画（法定制度の活用）

県が、景観法の規定に基づく景観計画（広域景観計画）を定める際の位置付け及びその策定手続等について規定している。

### ① 広域景観計画

景観行政団体としての県が、景観法第8条に規定する景観計画（広域景観計画）を定めようとするときは、広域的な見地から定める旨を規定している。（景観行政団体となった市町村の区域は除く。）

## ② 景観形成重要区域

広域景観計画の区域において、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要のある区域について、より積極的な景観誘導を行うことを目的に「景観形成重要区域」を定めることができる旨について規定している。

## ③ 策定の手続等

広域景観計画の策定に際して、景観法第9条に規定される手続の他、住民との合意形成を図ること、広く県民等の意見を求めること、関係市町村及び景観審議会からの意見を聴くこと等の必要事項について、条例で付加して規定している。

## (7) 公共事業景観形成指針

県自らが良好な景観を形成し、先導的な役割を果たしていく必要があることから、県が公共事業を実施する際に配慮すべき事項を定めた「公共事業景観形成指針」策定の義務付け、策定の手続について規定している。

## (8) 良好な景観の形成を推進するための組織

### ① 景観審議会（千葉県行政組織条例を改正）

良好な景観の形成に関する諸施策を推進していくに当たり、幅広い分野から意見を聴取し、反映させていく必要があることから、知事の附属機関として景観審議会を設置する旨、審議会の任務と権限について規定している。

### ② 景観評価審査委員

良好な景観の形成に関する施策の推進に関しては、高度かつ専門的な判断や助言、迅速かつ柔軟な対応が要されることから、それらを調査する景観評価審査委員を知事の補助機関（専門委員）として委嘱できることについて規定している。

## (9) 施行期日

平成20年4月1日